

時の動き

「君が代」不起立控訴審逆転勝訴

元東京公立学校教員 根津 公子



5月28日、東京高裁（須藤典明裁判長）は私の2007年「君が代」不起立・停職6カ月処分を取り消した。さらに、一緒に訴訟をしている河原井純子さん（地裁で停職3カ月処分は取り消された）と私が「精神的苦痛を受けた」として、都に損害賠償各10万円の支払いを命じた。まさかの勝訴判決だった。

2012年最高裁判決は

2012年最高裁判決は、△ア、君が代起立を求める職務命令は合憲、イ、戒告を超える重い処分は違法、ウ、過去の処分歴

等、学校の規律や秩序を害する場合は重い処分も可との3つの判断基準をつくり、私を除く減給1カ月以上の処分（2回以上の不起立）を取り消す一方、私については「過去の処分歴」を使って、2006年停職3カ月処分を適法とした。1994年卒業式の朝、職員会議の決定を反故にし、大半の生徒が反対する中、校長は「日の丸」を揚げ、私は生徒たちの要求に沿ってそれを降ろし減給1カ月処分に。それら6件の処分歴が使われた。

以降の訴訟で私については2005年減給6カ月・停職1カ月処分の最高裁判決も、そして本件地裁判決も「過去の処分歴」を

通行証のごとく何度も使って処分を適法とした。だから、今回の勝訴をにわかには信じられなかった。

今回の判決は

2012年最高裁判決を全面的に認めただうえで、2006年から2007年までの間に、処分を加重する具体的な事情は認められない。したがって、「処分は慎重に」との最高裁判決の趣旨に照らせば、停職3カ月処分は適法だが、停職6カ月処分は都の裁量権の乱用であり違法とした。

そして、都教委の処分量定が停職6カ月



2015年5月8日、東京高裁での逆転勝訴後、記者会見を行う根津公子さん

の次は免職と定めていることを捉え、機械的に一律に処分を加重し、「ついに免職処分を受ける…事態に至って、自己の歴史観や世界観を含む思想等により忠実であろうとする教員にとっては、自らの思想や信条を捨てるか、それとも教職員としての身分を捨てるかの二者択一の選択を迫られることとなり、…日本国憲法が保障している個人としての思想及び良心の自由に対する実質的な侵害につながると判じた。私が次は免職かと恐れ、また免職を覚悟して

「君が代」不起立を続けてきたことをきちんと見てくれた。2011、2012年最高裁判決は起立を求める職務命令を思想及び良心の自由の「間接的」侵害としたが、この判決は免職の危機に追い込むことは実質、思想及び良心の自由を侵害するのだと、これまでよりも一步踏み込んだ。

私は停職期間中、校門前に立ち続けた。弾圧の事実を子どもや保護者等に知ってもらうために。これを都教委は前記ウに当てはめようと主張したが、判決は都教委の主張を受け入れなかった。「これらの行為によって具体的に学校の運営が妨害されたような事実はない」「根津の歴史観や世界観に基づく思想等の表現活動の一環としてなされたものというべきであるから、…停職期間の加重を基礎づける具体的な事情として評価することは、思想及び良心の自由を保障する日本国憲法の精神に抵触する可能性がある」と。

判決は2012年最高裁判決を全面的に肯定しているから、耳障りな文言も目立つ。だが、だからこそ、それは最高裁で簡単に

は覆すことのできない骨組みだと思う。政治的判断が入らない限り、この判決が確定すると思う。

都教委は上告した。

勝訴判決の意義

今、東京には「君が代」不起立を続けている教員が1人いる。この教員に対し、都教委は2012年最高裁判決に従わずに、減給1カ月処分を出し続けている。都教委はさらに重い処分を視野に入れていろいろ。また、大阪では職員基本条例を使って、「不起立3回で免職」に追い込もうとしている。

そうした中、最高裁でこの判決が確定すれば、教員は重い処分を心配せずに「君が代」起立拒否ができる。それを通して、子どもたちに生き方を示すことができる。

校門前の行動を合憲としたことは、民間企業労働者の門前闘争や思想差別の闘いにもプラスになるのではないだろうか。

(ねづ きみこ)